

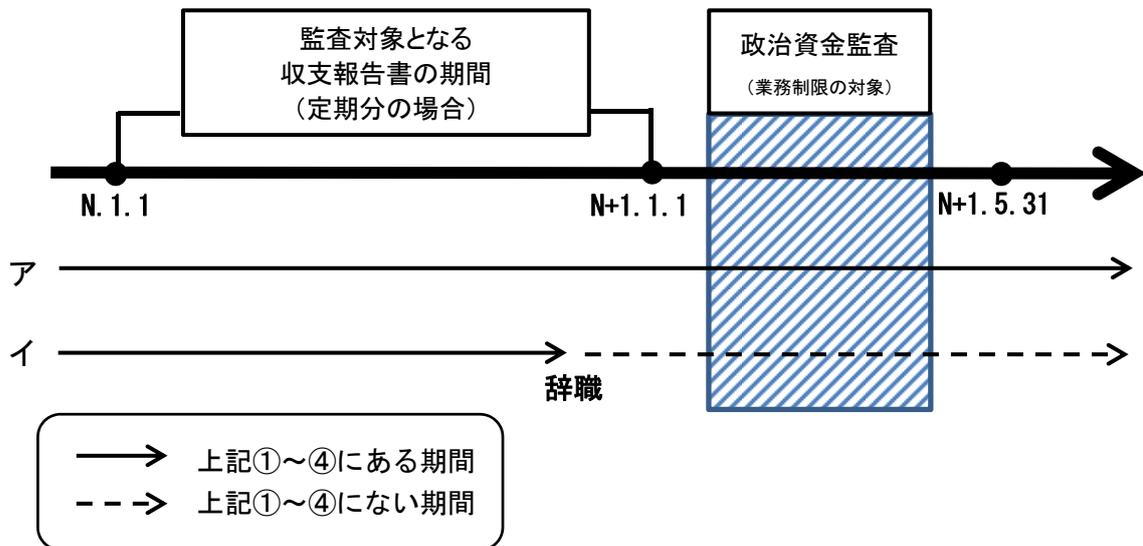
業務制限の範囲に係る政治資金規正法施行規則の改正（イメージ）

【現行】

政治資金監査を行う際に、以下に該当する者が業務制限の対象。

- ① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務代行者
- ② 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務代行者の配偶者
- ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者

→ アの場合は業務制限の対象となるが、イの場合は対象外。



【改正後】

上記イの場合のうち、政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間に上記①の者であった者について、業務制限の対象とする。

